国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程の一部を改正する規程

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程(平成22年規第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条 (省略)	第1条 (同左)
第2条 (省略)	第2条 (同左)
(定義)	(定義)
第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義	第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義
は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
_	_
~ (省略)	~ (同左)
四	四
五 部局 各研究科、教育情報学研究部、各附置研究所、病院、各学内共同教育研究施設等、各特定事業組織、高等研究機構、総合技術部、原子分子材料科学高等研究機構、情報シナジー機構、東北メディカル・メガバンク機構、イノベーション戦略推進本部、国際連携推進機構、学位プログラム推進機構及び災害復興新生研究機構をいう。	五 部局 各研究科、教育情報学教育部、教育情報学研究部、各附置研究所、病院、東北アジア研究センター、電子光理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、高度教養教育・学生支援機構、学際科学フロンティア研究所、学術資源研究公開センター、教育情報基盤センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、未来科学技術共同研究センター、研究教育基盤技術センター、サイバーサイエンスセンター、環境保全センター、埋蔵文化財調査室、動物実験センター、遺伝子実験センター、環境・安全推進センター、高等研究機構、総合技術部、原子分子材料科学高等研究機構、情報シナジー機構、東北メディカル・メガバンク機構、イノベーション戦略推進本部、国際連携推進機構及び学位プログラム推進機構をいう。
	六 (日本)
~ (省略)	~ (同左)
+=	+=
第4条	第4条
~ (省略)	~ (同左)
第33条	第33条
B付 目1	

附 則

この規程は、平成28年4月26日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成28年4月1日から適用する。